

環境まちづくり委員会 送付6-23

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

受付年月日 令和6年4月23日

陳情者 提出者 1名

2024年4月23日

千代田区議会
議長 秋谷こうき 殿

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

区議の皆様には、日頃より区民の為に尽力いただきありがとうございます。
4月9日の夜から4日間、千代田区は神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間の健全なイチョウ11本を伐採しました。

現在、下記のような状況であり、伐採することの正当性に大いに疑問があります。また、工事前から木のそばにいた住民を規制テープでぐるぐる巻いて威嚇する行為は常軌を逸しています。更に、区および事業者は、伐採を急ぐあまり住民のすぐ近くの頭上で伐採を行いました。これは、非常に危険なことです。

区議会の皆様には、伐採に至った経緯や伐採現場で起こった状況をご確認の上、ただちに工事を中止するように区へ働きかけて頂きたい、よろしくお願い致します。

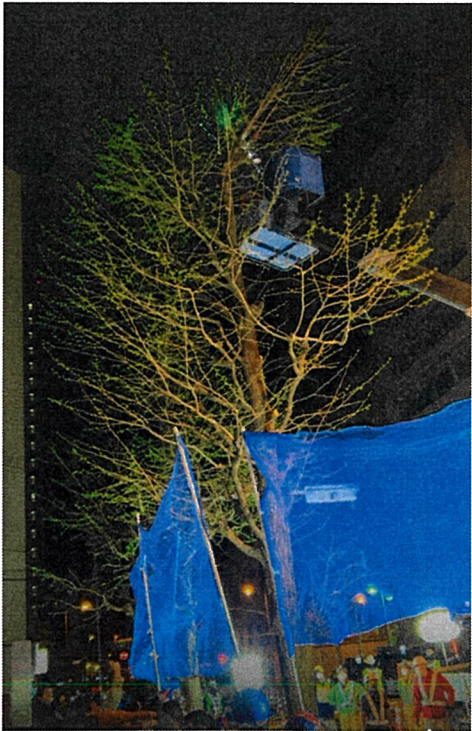
(現在の状況)

1. 住民訴訟中であること
2. 当契約が締結された時の企画総務委員長は逮捕された区議であり、契約の公正性について十分に検証されていないこと
3. 立入禁止の仮処分について住民側が異議申し立て中であること
4. 多くの陳情が審議中であること

以上



添付資料 1



「異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書」追加資料

2024年4月9日から4日間にわたって伐採が行われましたが、特に4月11日、12日の作業において安全面に懸念があったことについてご説明いたします。

1. 住民の頭上での伐採行為について

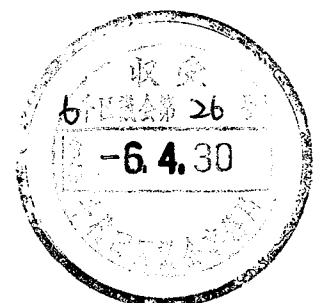
- ・事業者等は、元々、木のそばにいた住民の周りをコーンやテープで囲って作業帯を作り、住民がその作業帯を出たタイミングで伐採を行いました。
- ・作業帯の外ではあるものの、非常に近い距離に住民がいる中で伐採作業を行ってました。高所作業車のバケットが住民の頭上あたりに来るようなこともありました。
- ・高所作業車のバケットに積んだ材木の下に住民がいたこととなります。「土木工事安全施行技術指針」では、移動式クレーン作業中は、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立ち入りを禁止しています。実際には、高所作業車のバケットに伐採した木を積んでいましたが、同様に落下の危険がありました。

(写真資料 2 参照)

2. 安全な距離の確保と隔離する方法について

- ・樹木を伐採する作業場所との安全距離について、労働者に関しては「労働安全衛生規則」第四百八十一条に立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側に入らないように定められています。
- ・今回は道路であって十分な距離を確保することは難しいものの、安全施行を確保するために、どのような施行計画になっていたのでしょうか。労働者ではないものの、住民は伐採された木から 2m 以下という近距離にいました。
- ・伐採時に使用していたチェーンソーは手元に固定されていませんでしたが、落下を防ぐために何かしらの工夫がなされていたのでしょうか。
- ・住民と作業場所の間に大きなネットを使用していましたが、それは安全確保にならないと思われます。伐採した木が倒れたり、チェーンソー等の工具が誤って落下した場合は効果が無いように感じました。ネットとネットの間に隙間がある所もありました。作業場所と人のいる場所は所定の隔離距離が必要なのではないでしょうか。

(写真資料 2, 3 参照)



参考 1) 「土木工事安全施行技術指針」

第 1 章 総則 第 3 節 施行計画

1. 施工計画の作成

(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（構造物条件、技術的特性、自然条件、社会的条件、マネジメント特性等）を考慮し、安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

(2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に 工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。特に、都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

(3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること。また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。

(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程計画、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。

(5) 使用機械設備の計画・選定にあつては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。

(6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。

(7) 工程は、工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を十分考慮して作成すること。

第 4 章 機械・装置・設備一般 第 5 節 移動式クレーン作業

8. 立入禁止場所の指定、標識類の設置

(1) 移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。

(2) 立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等に周知させること。

参考 2) 労働安全衛生規則 第八章 伐木作業等における危険の防止

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

参考 3) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第 481 条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ 同条第 1 項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

ウ 同条第 2 項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの 2.5 倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ 安衛則第 477 条第 1 項第 1 号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ 安衛則第 479 条第 2 項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

テラススクエア前

神田税務署前



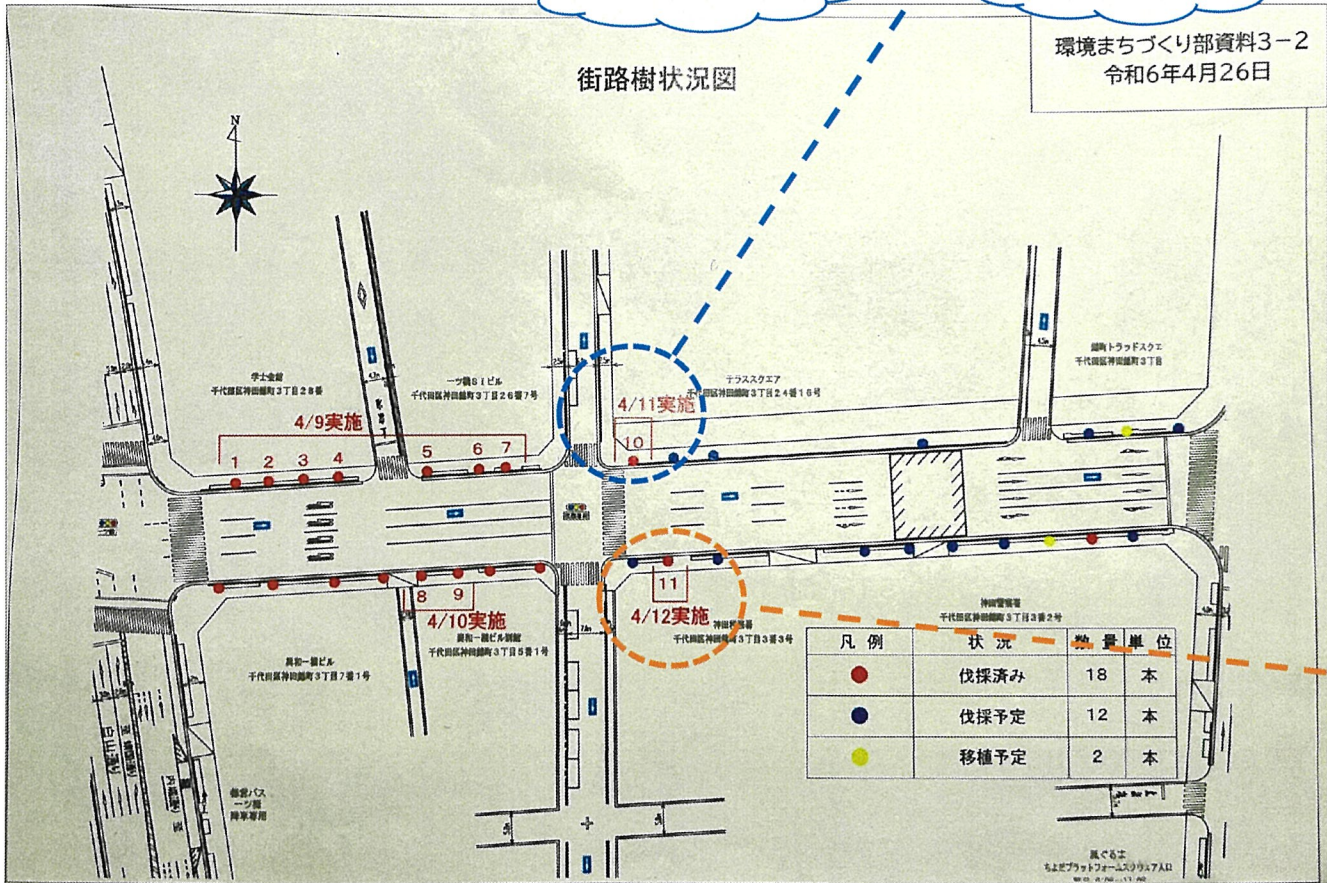
木陰で信号待ちする人

イチョウが織り成す緑蔭



環境まちづくり部資料3-2
令和6年4月26日

街路樹状況図



2024年4月11日(木)

テラススクエア前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の10番の木を伐採)

12日未明(午前1時30分頃)、住民が木から離れて10分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子



高所作業車のバケットが頭上に。伐採した枝が頭上を通過し、テラススクエア前の桜にあたり、桜の花びらが舞っている



2024年4月12日(木)

神田税務署前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 11 番の木を伐採)

午後 11 時 15 分頃、住民が木から離れて 20 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子



4月12日 23:38 編集

住民たちは税務署の玄関に立っており、木との距離が2メートルもない中で伐採が行われた。



ネットでは伐採した木やチェーンソー等の工具が落下しても防げない。また、ネットとネットの間にも隙間もあった。

